

知ってナッ得！！ ～成年後見制度説明会～

大津地方・家庭裁判所では、平成30年度法の日週間行事として市民の方々を対象に、10月29日(月)午後1時30分から、「知ってナッ得！！～後見制度説明会～」を開催しました。今回は、市民の方25名に御参加いただきました。

導入



大津家庭裁判所の金子裁判官によるあいさつから説明会をスタートしました。

まず、裁判所書記官から、スライドを用いて成年後見制度のあらまし、成年後見の申立てなど家庭裁判所における手続きについて説明がありました。

説明の後、成年後見人の職務などに関するDVDを観て、同制度のイメージをつかんでいただきました。

クイズ

職員による寸劇を交えながら、成年後見制度に関する〇×クイズを行い、理解を深めていただきました。

参加者には、2人のパネリストに扮した職員の意見を聞いてもらい、どちらの意見が正しいのか考えていただきました。



質問コーナー

質問コーナーにおいては、任意後見制度とはどういうものか、後見人の報酬はどのように決まるのか、後見人がサポートできなくなった場合にはどうなるのかなど、多くの質問をいただきました。

～参加者のみなさまからの感想を御紹介します～

- ・裁判所は今まで無縁で入りにくい所だと思っていましたが、想像より明るく思った。
- ・裁判所は、人が生きるために必要な制度をしっかりと守ってくれるところだと知りました。寸劇でより一層理解が深まりました。
- ・職員さん方がゆっくり丁寧にお話してくださり、対応も丁寧だったので、前より身近で入りやすいと思いました。
- ・詳しい説明から具体的事例の寸劇まで行っていただき分かりやすかったです。ナッ得！！しました。
- ・今後もこのような企画をして欲しい。

最後に・・・

参加者のみなさまからいただいたアンケートでは、多くの方に後見制度について、「よく理解できた」や「おおむね理解できた」とのご感想、そして今回の法の日週間行事（後見制度説明会）に参加して、「満足した」や「やや満足した」とのご感想をいただきました。

今後も、裁判所の手続について、みなさまに御理解いただけるように、そして裁判所をもっと身近に感じていただけるように努めてまいります。

大津地方・家庭裁判所では、今回のような行事を年に2回、5月の憲法週間と10月の「法の日」週間に合わせて行っております。各回内容は様々ですが、興味のある方はぜひお問い合わせください。

また他にも、団体による裁判所見学や裁判傍聴の申込みも受け付けておりますので、興味のある方はぜひ、総務課文書係（077-503-8112）までご連絡ください。

〈大津地方・家庭裁判所事務局総務課〉